

資料1

# 佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

## 議事案件

令和3年9月28日

## 目 次

	頁
<b>議事 1 令和 3 年度の主要事業について【令和 3 年度新規】</b>	
案件 1 介護保険料の延滞金、督促手数料の徴収 . . . . .	1
案件 2 チームオレンジコーディネーター . . . . .	2
案件 3 重層的支援体制整備事業（佐賀市） . . . . .	3
<b>議事 2 令和 3 年度の主要事業について【継続事業】</b>	
案件 4 事業計画評価（前年度実績の評価） . . . . .	5
案件 5 介護用品の支給に係る事業 . . . . .	8
案件 6 第 8 期における地域密着型サービス等の設置候補者の選定 . . . . .	9
<b>議事 3 令和 3 年度の主要事業について【その他】</b>	
案件 7 第 8 期介護保険制度改正への取組 . . . . .	1 1
案件 8 新型コロナウイルス感染症への対応 . . . . .	1 3

# 議事 1 令和3年度の主要事業について【令和3年度新規】

## 案件 1 介護保険料の延滞金、督促手数料の徴収

### 1 目的

介護保険料は高齢者に対する賦課であるため、厳しい滞納対策を取ってこなかったが、資産を持っていても納付されない滞納者も多く、令和元年度からは差押えを開始した。

期限内に納付されている高齢者との公平性の確保や長期滞納による給付制限の防止につなげるため、法令で定められるとおり延滞金及び督促手数料を徴収する。

### 2 延滞金の徴収

#### (1) 徴収対象

- ア 令和3年度 差押え対象者
- イ 令和4年度以降 差押え以外の対象者について検討

#### (2) 延滞金の額

納期限の翌日から納付までの期間に応じ、令和3年度は延滞金特例基準割合8.8%の割合を乗じた額 延滞金1,000円未満はかからない

例：令和2年度の第10段階の保険料年額135,888円(月額11,324円)を約2年間滞納した場合の延滞金は17,700円

#### (3) 課題

差押え以外に対象を広げるためには、金融機関との調整等が必要

#### (4) 他保険者の状況

- ア 九州主要都市 14保険者のうち10保険者が徴収
- イ 佐賀県内 7保険者のうち3保険者が徴収

### 3 督促手数料の徴収

#### (1) 徴収時期 令和4年度

#### (2) 手数料の額 100円

督促状発送の費用(郵送料、封入封緘等)1通あたり約106円相当

#### (3) 督促手数料の見込み

令和2年度督促状送付件数 18,582件  
年間収納額 督促状送付後の納付割合を勘案し約90万円

#### (4) 課題

金融機関との調整等が必要

#### (5) 他保険者の状況

- ア 九州主要都市 14保険者のうち7保険者が徴収
- イ 佐賀県内 7保険者のうち6保険者が徴収

## 案件2 チームオレンジコーディネーター

### 1 目的（認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業）

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備するため、国の認知症施策推進大綱で令和7年度までに全市町村にチームオレンジを構築することが掲げられている。このため、チームオレンジコーディネーターを配置する。

### 2 広域連合での認知症支援体制づくりの経過

平成28年4月 各構成市町が認知症地域支援推進員（第1層）を配置

＊佐賀市は平成23年12月に配置済

平成28～29年度 各構成市町が認知症初期集中支援チームを設置

平成29年4月 各民間法人設置センターに認知症地域支援推進員（第2層）を配置

＊生活支援コーディネーターと兼務

### 3 チームオレンジコーディネーターの業務内容

- (1) チームオレンジの編成支援、メンバー管理、活動支援
- (2) 認知症の人やその家族の支援ニーズの把握とチームオレンジの支援活動へのマッチング
- (3) ステップアップ講座の企画や受講勧奨
- (4) 医療・介護の関係機関や生活関連の企業・団体等との連携体制の構築 等

### 4 チームオレンジコーディネーターの配置

- (1) 国の考え方
  - ア 認知症地域支援推進員を活用しても可
  - イ 配置場所の例：地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センター等
  - ウ 業務に必要な資格なし
- (2) 広域連合での配置計画
  - ア 令和3年度の取り組み
    - ①「チームオレンジコーディネーター」を市町担当部署に1名配置（推進員と兼務可）
    - ②チームオレンジコーディネーターを中心に、ステップアップ研修等、実施可能な業務については順次実施
  - イ 今後の検討
    - ①民間法人設置センターへのオレンジコーディネーターの配置の検討
    - ②各構成市町毎に配置の方針を決定し、その方針に拠って配置していく。また方針は、令和4年度中に決定する。

### 5 その他の課題

現在、民間法人設置センターでは兼務となっている生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員の体制を含めた検討が必要。

## 案件 3 重層的支援体制整備事業

### 1 目的

住民が抱える複雑化・複合化する課題に対応するため、社会福祉法に介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設された。

### 2 事業の概要

社会福祉法に基づき、市町村が主体となる事業であるが、広域連合では佐賀市のみが取り組む。

#### (1) 包括的相談支援事業

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。

#### (2) 多機関協働事業（重層的支援会議）、継続的支援事業、参加支援事業

複雑化・複合化した事例を多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。

#### (3) 広域連合のかかわり

##### ア 地域包括支援センターでの相談受付

これまでも複合的な相談を受けてきたが、事業の実施後は、繋ぎ先の判断が難しい事例の引継ぎ先として期待できる。

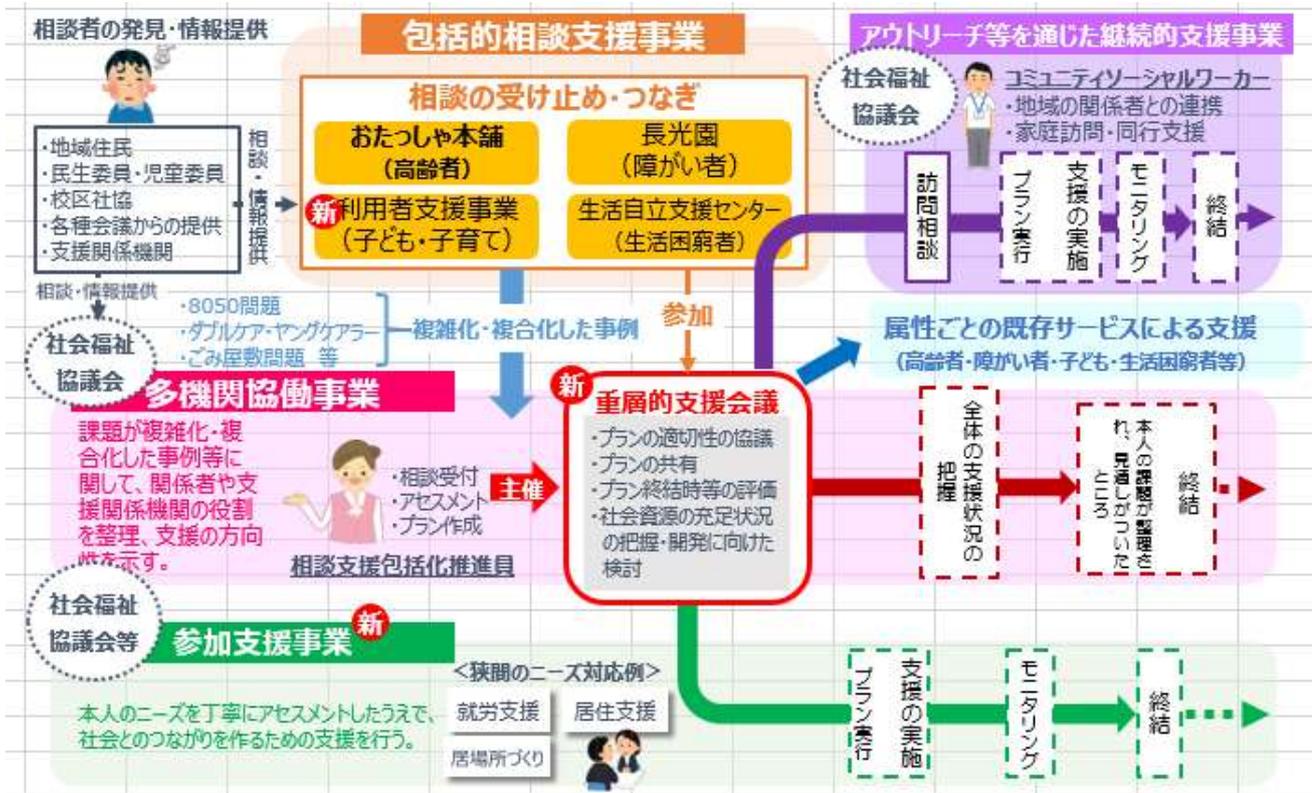
##### イ 国の交付金への対応

重層的支援体制整備事業の交付金は、介護保険特別会計で対応することになる。

### 3 佐賀市での取り組み経緯

平成30年	モデル事業として福祉まるごと相談窓口とコミュニティソーシャルワーカーを設置
令和3年4月	重層的支援体制整備事業への移行準備事業として実施
4月～	佐賀中部広域連合との協議
7月	令和3年度佐賀市地域包括支援センター代表者会議で説明
7月	佐賀市地域包括支援センター運営委員会で承認
令和4年4月	事業開始予定

4 イメージ図



## 議事 2 令和3年度の主要事業について【継続事業】

### 案件 4 介護保険事業計画の評価 ・ ・ ・ 別冊「事業計画評価書」

#### 1 目的等

第7期からの制度改正により、介護保険事業計画に記載したサービス見込量や自立支援、介護予防、重度化防止等の取組み及びその目標について、評価・分析することにより、介護保険事業計画の円滑な実施を図る目的で、介護保険事業計画の評価が義務付けられた。

#### 2 サービス見込量の進捗管理

##### (1) 認定率の比較（要支援・要介護認定者数／第1号被保険者数）

事業計画と実績の比較では、計画値は伸び率を加味し20.7%としたが、主に後期高齢者の伸び率が鈍化したため実績値は19.5%で、計画値より1.2ポイント低くなった。

##### (2) 受給率の比較（令和2年度年間のサービス利用者数／第1号被保険者数）

福祉用具貸与など利用者数が多いサービスで見ると、計画値を大きく見込んでいる傾向が見受けられる。

しかし、全体的には、計画値と実績値の差異は小さく、概ね計画どおりである。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所系サービス利用の減少傾向と、訪問系サービス利用の増加傾向が見受けられる。

##### (3) 受給者1人あたりの給付費の比較（令和2年度年間の給付費／利用者数）

認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護などのサービスにおいて、介護度が高い利用者を見込んだことにより、計画値より実績値が小さくなる傾向が見受けられる。

しかし、全体的には、計画値と実績値の差異は小さく、概ね計画どおりである。

##### (4) サービス提供体制に関する現状と課題

事業所から人材不足の声は聞くが、本広域連合では、事業者数の変動はほとんどなく、サービス提供体制に大きな影響を及ぼす状況ではない。

しかし、介護人材の不足は、サービスの提供体制に影響を与えることも考えられるため、保険者としても今後の対応を検討する必要がある。

#### 3 計画に記載した「自立支援、介護予防、重度化防止及び介護給付の適正化」の取組みと目標の進捗管理

##### (1) 取組と目標に対する自己評価シート（総括表）

国に報告する事項として、「自立支援、介護予防」、「重度化防止」、「介護給付の適正化」に区分した評価結果の総括表

##### (2) 取組と目標に対する自己評価シート（個票）

事業計画に記載する個別取組みの実績評価

取組の評価の概要は次のとおり。

○「自立支援、介護予防」に対応する目標

評価する項目 (運協での決定事項)	主な評価指標 (運協での決定事項)	自己評価 結果
1 介護支援専門員・介護サービス事業所	①介護支援専門員を対象とした研修会の開催数・参加数	○
2 地域包括支援センター	①センターの総合相談機能の充実 ②地域ケア会議の充実 ③ケアマネジメント支援	○
3 在宅医療・介護連携	①市町、郡市医師会、県等と連携した取組の実施	○
4 認知症総合支援	①認知症初期集中支援チーム ②認知症地域支援推進員等に係る体制の構築	○
5 介護予防／日常生活支援	①多様なサービスの創設 ②住民主体の通いの場の拡充、リハビリテーション専門職の関与	○
6 生活支援体制の整備	①生活支援コーディネーターの活動の充実	△

○「重度化予防」に対応する目標

評価する項目 (運協での決定事項)	主な評価指標 (運協での決定事項)	自己評価 結果
1 地域密着型サービス	①地域密着型サービス設置候補者の公募による選定数 ②実地指導の実施数	△
2 介護支援専門員・介護サービス事業所（再掲）	①介護支援専門員を対象とした研修会の開催数・参加数	○
3 要介護状態の維持・改善の状況等	①要介護認定の変化率	×
4 介護人材の確保	①介護支援専門員地域同行型研修の修了者数 ②介護職員処遇改善加算の取得促進	△

○「介護給付の適正化」に対応する目標

評価する項目	主な評価指標	自己評価 結果
1 介護給付の適正化	○主要5事業のうち、3事業以上の実施等 ①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付費通知	○

#### 4 評価スケジュール

4月～5月 自己評価の実施

6月 県に提出

※県のヒアリングについては、今年度は実施されなかった。

9月 介護保険運営協議会に報告、点検

公表（努力義務）

※介護保険運営協議会の資料をホームページに掲載

## 案件5 介護用品の支給に係る事業

### 1 事業の概要

在宅介護における紙おむつの経済的負担を軽減するため、紙おむつ代の一部を補助するもの。

### 2 経緯

地域支援事業の任意事業として取り組んできた。

国は、平成27年度（第6期）から廃止の方針を出していたが、第8期まで延長となり、対象や支給上限などが示された。

広域連合は、今後も必要性が高いと判断したうえで第8期に保健福祉事業での実施を創設し、任意事業と2本立てで実施することとした。

### 3 介護用品支給事業（任意事業）と在宅介護継続支援事業（保健福祉事業）の比較

	任意事業 (介護用品支給事業)	保健福祉事業 (在宅介護継続事業)
財源	保険料：23% 市町の負担：19.25% (残りは国県)	保険料：100%
事業の位置づけ	構成市町の実情に応じた事業	連合内統一事業
実施根拠	地域支援事業実施要綱の定めに基づく構成市町の実施要綱	佐賀中部広域連合在宅介護継続支援事業実施要綱（R3.4.1～）
支給対象者	既存の利用者	新規利用者（要介護3以上）
所得要件	地域支援事業実施要綱の定めに基づく、構成市町の定めによる	住民税が本人及び世帯全員非課税（保険料所得段階1～3段階の者）、ただし生活保護受給者は除く
年間支給上限額	76,500円（保険料所得段階4、5段階の者は60,000円）	76,500円
事業の方向性	縮小・廃止	新規事業で、拡充

### 4 令和3年8月末現在の利用状況

(単位：人)

市町	【保健福祉事業】 在宅介護継続支援事業		【地域支援事業】 介護用品支給事業		計		(参考・R2年度分) 介護用品支給事業	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
一								
佐賀市	42	118	17	51	59	169	24	71
多久市	2	5	13	110	15	115	20	146
小城市	5	19	9	37	14	56	10	42
神埼町	1	3	14	65	15	68	16	74
吉野ヶ里町	0	0	2	10	2	10	2	7

## 案件6 第8期における地域密着型サービス等の設置候補者の選定

### 1 介護サービスの基盤整備の考え方

佐賀県では、第8期においても、介護保険施設の新設・増床は原則として行われな  
いこととなっている。

こうした状況において、介護老人福祉施設の入所待機者で、在宅で過ごされている  
介護度の高い方、介護度が低くても入所の必要性が高い方への対応が重要となる。ま  
た、介護離職者をなくすためのサービスの充実が必要となる。

このため、本広域連合では、「特定施設入居者生活介護」や「認知症対応型共同生  
活介護（グループホーム）」といった居住系サービスの整備を進めるとともに、「定  
期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」といった在宅生活  
を支えるサービスの地理的配置バランスを勘案した整備を進めることとした。

### 2 地域密着型サービス及び特定施設入居者生活介護の設置候補者の選定

地域密着型サービスの設置候補者については、第8期においても、公平・公正を期  
するため、広く募集を行うことを原則として、地域密着型サービス等運営委員会の意  
見を踏まえた上で選定することとした。

また、特定施設入居者生活介護の設置候補者についても、当該サービスが総量規制  
の対象であることから、事業者のサービス参入の公平性を確保するため、その選定に  
ついては第7期までと同様に、公募により行うこととした。

### 3 令和3年度の設置候補者の選定結果について

(1) 募集期間 令和3年5月27日～7月2日

(2) 地域密着型サービス等運営委員会による設置候補者の選定

令和3年7月16日 ※設置候補者決定

(3) 選定結果

	サービスの種類	整備 見込数	令和3年度選定結果	
			応募数	選定数(※2)
①	定期巡回・随時対応型訪問介 護看護	1(※1)	1	1
②	小規模多機能型居宅介護	3(※1)	0	0
③	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	2(※1)	1	1
④	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	5ユニット	12	5
⑤	特定施設入居者生活介護	120床	10(276床)	4(106床)

※1 ①～③の整備数については、あくまで見込数であるため、選定の結果によっ  
て変動する。

※2 整備見込数に達しなかったサービス等については、来年度以降、再度募集を  
検討する。

(参考)

◎ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の設置状況

日常生活圏域	第7期までの設置数 (ユニット数)	R3年度 選定分	日常生活圏域	第7期までの設置数 (ユニット数)	R3年度 選定分
①佐賀	3		⑬川副	7	
②城南	3	1	⑭東与賀	4	
③昭栄	5		⑮久保田	2	
④城東	5		⑯多久	4	
⑤城西	7		⑰小城	5	
⑥城北	3		⑱小城北	3	
⑦金泉	6		⑲小城南	5	
⑧鍋島	5		⑳神埼	5	1
⑨諸富・蓮池	6	1	㉑神埼北	0	
⑩大和	6	1	㉒神埼南	4	
⑪富士	2		㉓吉野ヶ里	4	1
⑫三瀬	1		計	95	5

◎ 特定施設入居者生活介護の整備状況

所在地	第7期までの 事業所数計(定員数)		令和3年度選定分	
			選定数	定員数
佐賀市	12	(295)	2	59
多久市	※2	※(120)	1	17
小城市	1	(30)	1	30
神埼市	3	(120)		
吉野ヶ里町	0	(0)		
計	18	(565)	4	106

※多久市の既存の2施設は、ケアハウス及び養護老人ホームが指定を受けたもの。  
そのほかは、有料老人ホームが指定を受けたもの。

## 議事 3 令和 3 年度の主要事業について【その他】

### 案件 7 第 8 期介護保険制度改正への取組

#### 1 要介護認定の有効期間の見直し

高齢者の増加に伴う認定事務負担の増大等の中、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、更新認定の直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者の有効期間の上限を 36 か月から 48 か月に拡大

#### 【対応】

対象者 更新申請において、要介護度が変わらなかった方

※ただし、有効期間の決定は介護認定審査会に委ねられているため、  
全ての方が 48 か月になるとは限らない。

適用開始 令和 3 年 4 月 1 日申請受付分から

○更新申請の認定状況（令和 3 年 4 月 1 日～8 月 31 日）（単位：人）

有効期間	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
0	2								2
12 か月		1	3	62	7	18	4	2	97
24 か月		25	64	55	73	67	51	54	389
36 か月		20	68	143	85	78	51	54	499
48 か月		555	692	550	215	234	157	151	2,554
計	2	601	827	810	380	397	263	261	3,541

#### 2 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化

要支援者等に加え、要介護者も対象とすることを可能とする等の弾力化

#### 【対応】

弾力化の対象者は、要介護認定を受ける前から、要支援者等として、市町村が補助により実施するサービス（住民主体によるサービス等）を受けていた方であり、継続できるサービスも住民主体によるサービス等に限定される。

現行の利用者に大きな影響を及ぼすものではないため、制度運用に必要な詳細な内容が国から示された段階で、構成市町と協議し、対応を決定する。

#### 3 高額介護サービス費の見直し

##### (1) 見直しの内容

高額介護（予防）サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、上限額を上げる見直し

(2) 周知

- ア 広報誌等による住民周知（全戸配付）  
介護保険べんり帳（４月）、連合だより（７月）、構成市町広報誌（６月）
- イ 介護事業者への周知  
集団指導（６月）により周知

(3) 制度の運用開始日

令和３年８月１日

#### 4 特定入所者介護サービス費の見直し

(1) 見直しの内容

施設における食費や居住費について、在宅で介護を受ける方との公平性から、能力に応じた負担となるよう所得段階間の均衡を図る見直し

(2) 周知

- ア 広報誌等による住民周知（全戸配付）  
介護保険べんり帳（４月）、連合だより（７月）、構成市町広報誌（６月）
- イ 介護事業者への周知  
集団指導（６月）により周知
- ウ 利用者への周知  
申請代行する施設等に利用者への案内を依頼（５月２４日）

(3) 制度の運用開始日

令和３年８月１日

(4) 申請実績（更新申請は６月１日から受付開始）

６月	１, ５５７件
７月	４００件
８月	１８４件

## 案件 8 新型コロナウイルス感染症への対応

### 1 介護保険料の減免について（業務課対応）

新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、令和3年8月末時点で86件 6,006,056円の減免を行った。

【内訳】 令和2年度実績 80件 5,400,160円  
令和3年度実績 6件 605,896円

### 2 要介護申請に係る更新認定について（認定審査課対応）

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に基づき、介護保険施設等が入所者等との面会を禁止する等の措置が取られ、認定有効期間満了までに認定調査を実施することができなかった場合に、要介護認定及び要支援認定の有効期間を12か月延長している。

#### ○有効期間12か月延長実績

認定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
件数	R2年度	1	53	14	3	2	1	6	7	1	3	8	12	111
	R3年度	15	4	8	16	13	12							68

### 3 介護認定審査会について（認定審査課対応）

介護認定審査会については、次の感染対策を講じて対面で行っている。

- ①マスクの着用。
- ②24時間換気、空気清浄機の設置、少人数、席の配置を離す、アクリル板の設置などで3密を回避する。
- ③入口に消毒液の設置。
- ④審査会の開催前と終了時に手に触れる場所（机、パソコンなど）を消毒する。
- ⑤短時間で効率よく審査会が進行できるよう事前準備を入念に行い、円滑な運営に努める。

### 4 介護事業所等への指導等事務について（給付課対応）

- ①感染拡大防止等に関する国等の通知や、ワクチン接種に係る情報を事業所へ周知した。
- ②感染者が発生した事業所からの報告により状況を把握し、必要な情報提供や相談対応を行った。
- ③集団指導については、連合ホームページに掲載した資料の確認又は感染拡大防止に配慮して開催した会場への参加のいずれかを選択できるようにして、事業所の希望に応じて受講できるようにした。また、実地指導については、事業所の意向を確認した上で、感染予防に努めながら実施した。

## 5 地域包括支援センターへの指導等事務について（給付課対応）

- ① 地域包括支援センターに感染予防対策についての留意事項を通知した。また、センター職員からの感染者及び濃厚接触者等の報告により状況を把握し、必要な情報提供や相談対応を行った。
- ② 相談支援について、緊急性や必要性に応じて可能な限り事務室内での相談は予約制、また電話やファックス等による対応を積極的に活用するなど、センター職員や相談者同士の接触の回避に努め、連合ホームページにも掲載し周知を行った。
- ③ 地域ケア会議について、緊急事態宣言期間中は開催自粛が可能な会議においては自粛とし、その他の期間においても必要性を精査したうえで開催するものとして取り扱った。